

議案第 79 号

海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 26 年 11 月 28 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

人事院勧告に基づき、所要の改正を行うため

海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表の1の項から7の項までを次のように改める。

1	377,000円
2	426,000円
3	479,000円
4	542,000円
5	618,000円
6	722,000円
7	845,000円

第8条第2項中「寒冷地手当」を「管理職特別勤務手当」に、「100分の140」を「100分の155」に改める。

附則に次の1項を加える。

（平成26年12月に支給する期末手当の特例措置）

- 4 平成26年12月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは、「100分の170」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第1項の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の第7条第1項の規定を適用する場合においては、改正前の同項の規定に基づいて支給された給与は、改正後の同項の規定による給与の内払とみなす。

(期末手当の内払)

4 この条例による附則に1項を加える改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）が平成26年12月1日後である場合においては、改正前の第8条第2項の規定に基づいて施行日から平成26年12月15日までの間に支給された期末手当は、改正後の附則第4項の規定による期末手当の内払とみなす。